

## 平成28年度第8回総会（月例）議事録

日 時	平成28年10月28日（金） 午前10時開会																
場 所	中央公民館 地下A会議室																
出席委員 （17名）	<p>上入來 幸一（会長）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">岩元 節朗</td> <td style="width: 25%;">上四元 正昭</td> <td style="width: 25%;">仮屋 幸孝</td> <td style="width: 25%;">園山 一則</td> </tr> <tr> <td>弟子丸 宗一</td> <td>堂免 修</td> <td>豊留 辰男</td> <td>永尾 寛</td> </tr> <tr> <td>中村 秀彦</td> <td>鳩宿 隆雄</td> <td>福永 大吾</td> <td>外園 義興</td> </tr> <tr> <td>堀之内 薫</td> <td>村山 利清</td> <td>横峯 明人</td> <td>脇田 サトエ</td> </tr> </table>	岩元 節朗	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則	弟子丸 宗一	堂免 修	豊留 辰男	永尾 寛	中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大吾	外園 義興	堀之内 薫	村山 利清	横峯 明人	脇田 サトエ
岩元 節朗	上四元 正昭	仮屋 幸孝	園山 一則														
弟子丸 宗一	堂免 修	豊留 辰男	永尾 寛														
中村 秀彦	鳩宿 隆雄	福永 大吾	外園 義興														
堀之内 薫	村山 利清	横峯 明人	脇田 サトエ														
欠席委員 （2名）	有村 伊智博      松下 清美																
事務局	<p>事務局長    川村</p> <p>支局主任    引地、小山田、大小田、中村、吉永、稲付、陣ヶ尾、濱畑</p> <p>専門員      徳永</p> <p>主 査        栗須、内村、宇出津、山口、上原、河野、二俣、有田</p> <p>              原口、高橋</p> <p>主 任        村山</p> <p>主 事        池田</p>																
農政総務課	主 任        久保																
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地転用事業計画変更申請に関する件</li> <li>3 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</li> <li>6 非農地認定に関する件</li> <li>7 農地利用変更届出に関する件</li> <li>8 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>9 相続税の納税猶予に関する件</li> </ol>																
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会）</li> <li>3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>6 農地パトロールの結果について</li> </ol>																

議 長	<p>開 会 (午前10時00分)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、平成28年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。 19人中17人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、有村委員、松下委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、中村委員、福永委員にお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

議 題	
<b>議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～7 ページ 14 件</b>	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、9 番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 1 号、譲受理由：規模拡大、譲渡理由：労力不足、権利の種別の内容：所有権移転、売買。  番号 2 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  番号 3 号、規模拡大、相手要望、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1 番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 4 号、新規就農、相手要望、所有権移転、売買。  この件につきまして、補足してご説明申し上げます。  渡人が一般法人となっておりますが、これは昭和 50 年頃に農地転用許可を受け、所有権移転登記はなされましたが、当時、許可どおりに転用が実行されず登記地目は畑のまま現在に至っているものであります。  渡人及び申請代理人へ、転用許可後に転用がされていなかったこと、一般法人が農地を取得できないことを指導し、今回の農地所有適格法人として新規参入する受入への所有権移転による本申請はやむをえないものと判断しました。  番号 5 号、新規就農、労力不足、所有権移転、売買。  番号 6 号、その他、相手要望、賃借権、設定、期間 5 年。  この件につきまして、補足してご説明申し上げます。  申請地周辺には、受入が運営している診療所及び介護老人保健施設があります。  これらの患者や施設利用者に対し、高齢化に伴う体力低下並びに認知障害や、うつ傾向などの身体機能の維持・回復を目的とし、園芸療法を行うことにより生活の質の向上を図るものです。  従って、医療法人が経営する施設において生活支援を目的として取得するものであると認められることから、農地法の例外規定により農地を取得することができるかと判断したところでございます。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、19 番委員お願いします。</p>
19 番 委 員	<p>ご報告します。  番号 7 号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、2 番委員お願いします。</p>

2 番 委 員	ご報告します。 番号8号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10 番 委 員	ご報告します。 番号9号、相手要望、労力不足、所有権移転、売買。 番号10号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号11号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号12号、受贈、贈与、所有権移転、贈与。 番号13号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、郡山、6番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号14号、規模拡大、労力不足、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、番号6号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「16番委員」挙手あり〕  はい、16番委員どうぞ。
16 番 委 員	2ページの番号4について、利用面積1,030㎡となっていますが、耕作面積とは違うのですか。
事 務 局	番号4については、番号5と合わせて下限面積2,000㎡を超えております。
16 番 委 員	利用面積の意味はどのようになりますか。

事務局	譲渡人が所有している農地の登記面積であり、今回譲受人が耕作に充てる予定の面積となります。
16番委員	昭和50年頃に許可はあったのですか。
1番委員	譲渡人については、昭和50年頃に農地転用許可を受け、所有権移転登記は行いましたが、転用が実行されず登記地目は畑のまま現在に至っているものです。
16番委員	譲受人の営農計画はどのようになっていますか。
吉野支局	椿の精製を予定しています。当該法人は、椿の苗を植え付けて、生産・精製することを事業目的としております。
16番委員	譲受人は、他に利益を上げる事業をされているのですか。
吉野支局	当該法人は、椿の生産等を行うため、新規に設立した法人であります。
7番委員	一般法人が農地を所有していた今回の件についてですが、許可を出した後のフォロー体制が不十分だったため、このような事態が発生したと思います。許可証交付後の体制の構築が必要だと思います。
議長	意見として伺っておきます。 ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1。「農地法第3条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
<b>議題2. 農地転用事業計画変更に関する件</b> <b>8ページ 1件</b>	
議長	続きまして、議題2。「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題3。「農地法第4条許可申請に関する件」谷山の番号1号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 それでは、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、許可日：平成27年3月11日、許可番号：農委第2625号84、権利の種別：農地法第5条事業計画変更、所有権移転売買、変更後の事業計画：貸駐車場、変更前の事業計画：建売住宅、変更計画の概要：周辺住宅化により駐車場が多く見込まれるため。</p> <p>次に、4条と関連があるので読み上げます。9ページです</p> <p>番号1号、転用目的・施設等：駐車場、貸駐車場793㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…水路、西…宅地、南…私道、宅地、水路、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足説明をいたします。</p> <p>受人である法人は建売住宅2棟の許可を取りましたが、会社の事情等により断念せざるを得なくなったことと、周辺地域に住宅化が進んだことや飲食店などがあることから、駐車場の需要に対応するため貸駐車場として農地転用計画を変更するものであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条番号1号の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号1号の1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</b> 9ページ～10ページ 5件</p>	
議 長	<p>次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の4件について審議していただききたいと思えます。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、転用目的・施設等：貸家、住家1棟139.94㎡、庭敷地等251.06㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…他人畑、南…本人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、農地造成、農地造成291.00㎡、東…県道、西…里道、水路、南・北…別件4条申請地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号4号、農地造成、農地造成1,176.00㎡、東…県道、西…里道、水路、南…宅地、北…別件4条申請地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号5号、農地造成、農地造成456.00㎡、東…県道、西…里道、水路、南…別件4条申請地、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>番号3, 4, 5について補足して説明します。</p> <p>当案件による転用目的は、農地造成ということで、農地利用変更届出として処理すべきものでございますが、工事期間が3年ということから、農地法4条による一時転用許可申請を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4号案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「16番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、16番委員どうぞ。</p>
1 6 番 委 員	<p>10ページの分ですが、農地造成で一時転用をしなければならないのかと思いますが、例えば土地改良事業等で大規模に区画整理をやり直したり、土地を高くしたとか、そういう場合にもこの一時転用というようなことになるのですか。</p>

事務局	土地改良事業等につきましては、転用許可は取っておりませんが、今回の3件に関しましては、農地利用変更届ということで、30cmの盛土を行って、田から畑に変えるということで、通常、農地利用変更届は6ヶ月以内に工事を終わらせていただく場合について、農地利用変更届の手続きを取ってまいります。今回はそれを越えて3年程かかるということで、3年のその間は、農地として利用ができなくなるということで、一時転用許可を取って、盛土を行い、工事が終わりましたら、農地として耕作を業に供するというので、一時転用の許可を取るよう進めたところでございます。
16番委員	3年もかかるというのは、どういうことで、3年もかかるのですか。
7番委員	松元の宅地造成の所から、残土をこちらの方に持ってきて、無償で埋め立てるという計画だったんです。現場は1万㎡位の現地なんです。1期工事でなかなか終わらないのではないかと業者の方が懸念していて、長期という計画になっております。砂さえあれば、事務局から報告があったように、半年でたぶん終わる案件なんです。全土を埋めるだけの土量がないということから、長期の計画になっています。
16番委員	わかりました。
議長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、議題3。「農地法第4条許可申請に関する件」4件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
<b>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>11ページ～16ページ 14件</b>	
議長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、9番委員お願いします。



<p>9 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、権利の種別：使用貸借権、設定、転用目的・施設等：一般住宅、住家1棟99.37㎡、庭敷地等176.63㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…水路、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号2号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟72.87㎡、庭敷地等192.13㎡、東…他人田、西…里道、南…市道、北…渡人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号3号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟74.33㎡、庭敷地等191.67㎡、東・南・北…雑種地、西…国道、境界…ブロック積、雨水…国道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号4号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場460.00㎡、東…農道、西…宅地、南…他人畑、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>この農道は農面道路でございます。</p> <p>番号5号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟110.55㎡、庭敷地等357.45㎡、東・南…私道、西…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号6号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟107.65㎡、庭敷地等401.35㎡、東…宅地、西・南…他人田、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、東桜島、11番委員お願いします。</p>
<p>1 1 番 委 員</p>	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、使用貸借権、設定、運動場、グラウンド・ゴルフ場1,371.00㎡、東…市道、西…貸人畑、南…宅地、貸人畑、北…宅地、公衆用道路、境界…土留、雨水…市道側溝。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、東桜島支所から北東へ約9キロに位置する、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、「第2種農地のその他の農地」に該当します。</p> <p>借人は、地域の高齢者クラブからの要望を受け、「鹿児島市高齢者グラウンドゴルフ場整備事業」により、グラウンドゴルフ場を整備するものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟87.98㎡、庭敷地等388.02㎡、東…他人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号9号、所有権移転、贈与、一般住宅、住家1棟103.40㎡、庭敷地等265.60㎡、東・西…宅地、南…里道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>番号10号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟147.16㎡、庭敷地等346.84㎡、東・北…市道、西…渡人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件につきまして、補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地はすでに資材置場として使用されており、転用許可が必要なことを知らなかったとの理由で、始末書が提出されていたので、現地調査時に、許可を受けてから転用するよう指導したところでございます。</p> <p>番号11号、所有権移転、売買、資材置場、資材置場1, 214.00㎡、通路175.00㎡、東…里道、西・南・北…山林、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足説明を申し上げます。</p> <p>申請地はすでに資材置場として使用されており、転用許可が必要なことを知らなかったとの理由で、始末書が提出されていたので、現地調査時に、許可を受けてから転用するよう指導したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、19番委員お願いします。
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、所有権移転、売買、一般住宅、住家1棟87.36㎡、庭敷地等160.64㎡、東…市道、西…宅地、南…宅地、私道、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、使用貸借権、設定、一般住宅、住家1棟96.05㎡、庭敷地等293.95㎡、東…貸人田、西・南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、所有権移転、売買、建売住宅、住家3棟178.03㎡、庭敷地等396.97㎡、東…市道、西・南…水路、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「3番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、3番委員どうぞ。</p>
3 番 委 員	<p>番号11は農地法許可を知らずに既に資材置場で利用されていたということでしたが、その場合の記載としては、現況は畑としていたのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>今、ご質問のありました現況については、確かに事前に許可を取らずに転用されて、現況としては農地ではないのですが、議案上は登記、現況とも農地として記載するようにしております。</p>
3 番 委 員	<p>資材置場としての利用がかなり長期間に及んでいるというケースであれば、例えば雑種地とか記載することもあるのですか。</p>
事 務 局	<p>これまでの議案では、そのような長期間農地以外のものに使っていたものにつきましても、現況の記載の際は農地、田、畑、樹園地と記載するようにしております。</p>
3 番 委 員	<p>別に登記の記載があるので、わからなかったのでお聞きしました。</p>
7 番 委 員	<p>今の案件ですが、長期間使用していたとした時に、課税状況はどうなるのですか。</p>
事 務 局	<p>課税につきましては、資産税課の方で現地を判断して、課税する関係上、資産税課の方も調査を行って、現況に合わせて課税をするものと思われるんですが、ものによっては、農地のままのものもあるかと思います。くわしくは資産税の台帳を管理しておりませんのでわかりません。</p>
議 長	<p>大体は現況に合わせて、課税しているようです。</p>
5 番 委 員	<p>税務課は、宅地課税並みとあって、現況が農地であっても、税は別にかけると思います。</p>

議 長	雑種地ということで、税はかけていると思います。
1 6 番 委 員	現況が農地でもとおっしゃいましたね。
5 番 委 員	登記が農地の場合です。そういうことも有り得るということです。税務課と違うものだから、山林にしても雑種地にしても、そういう資材置場とか使った場合、通報があった場合、あるいは航空写真でわかるわけです。
議 長	ほとんど税務課が、把握していると思います。
5 番 委 員	私もそういう例があつて、小さい字で宅地課税並みと書いてあります。それは気をつけた方がいいですね。
1 6 番 委 員	税務課は現況で課税をするわけですよ。この場合に現況畑とありますけど、登記が畑となっていたとしても、資産税課は、雑種地、宅地の課税をするということですね。
議 長	そうです。
1 6 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」14件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

<b>議題5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する件</b> <b>17ページ 1件</b>	
議 長	<p>次に、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」を審議します。</p> <p>桜島地区に合意解約の通知が出ております。 委員の皆さんには、お目通しをお願いいたします。</p> <p>(しばらく経ってから)</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題5.「農地法第18条第6項の規定による通知に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<b>議題6. 非農地認定に関する件</b> <b>18ページ～22ページ 16件</b>	
議 長	<p>次に、議題6.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本庁、16番委員お願いします。</p>
16番委員	<p>ご報告します。 番号1号、調査結果：孟宗竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号2号、調査結果：唐竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。 番号4号、調査結果：住家1棟、43年経過、現況宅地。 番号8号、調査結果：3095：杉、約30年経過、現況山林。3223：杉、孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 番号6号、調査結果：杉、約30年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：通路として約25年経過、現況道路。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、1番委員お願いします。</p>

1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、調査結果：唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：唐竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：杉、唐竹、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：杉、檜、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号13号、調査結果：杉、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号14号、調査結果：11031-5、11707：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。11670：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、5番委員お願いします。
5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、調査結果：雑木、唐竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号16号、調査結果：唐竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6。「非農地認定に関する件」16件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題7. 農地利用変更届出に関する件</b></p> <p><b>23ページ 1件</b></p>	
議 長	次に、議題7。「農地利用変更届出に関する件」を審議します。それでは、谷山、9番委員お願いします。

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土をして、畑としての利便性を高める。工事開始日：平成28年11月10日、工事終了日：平成28年12月28日、周囲の状態：東・北…水路、南…私道、水路、西…本人畑、境界…土留、作物…野菜、高さ…0.7m、搬入土…シラス、黒土。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農地利用計画変更届出に関する件」1件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>
<p><b>議題8. 農用地利用集積計画に関する件</b>  <b>24ページ～36ページ 24件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題8.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から報告をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」についてご説明申し上げます。 24 ページをお開きください。</p> <p>「議案第 5 号」農用地利用集積計画（利用権設定等）調書で、平成 28 年 10 月 31 日公告予定です。</p> <p>今回の利用権設定につきましては、使用貸借権 10 件 16,700.00㎡、うち新規 5 件 7,080.00㎡、賃借権 13 件 20,762.00㎡、うち新規 3 件 3,660.00㎡、所有権移転 1 件 86.00㎡、合計 24 件 37,548.00㎡、うち新規 8 件 10,740.00㎡となっております。</p> <p>次に 25 ページをお願いします。</p> <p>これは、前ページで説明いたしました使用貸借権の設定期間別の内訳です。多い順に設定期間 10 年が 4 件、5 年、5 年から 10 年未満が各 3 件となっております。</p> <p>次に 26 ページをお願いします。</p> <p>これは、24 ページで説明いたしました賃借権の設定期間別の内訳です。多い順に 5 年が 6 件、10 年が 4 件、5 年から 10 年未満が 3 件となっております。</p> <p>次に 27 ページをお願いします。農用地利用集積計画総括表です。</p> <p>下の合計欄をご覧ください。筆数は、使用貸借権 21 筆、賃借権 20 筆、計 41 筆。面積は、田 6,422.00㎡、畑 24,823.00㎡、樹園地 6,217.00㎡、計 37,462.00㎡うち更新分は、26,722.00㎡です。</p> <p>利用権等の設定をする者及び受ける者は 23 人。うち更新分は 15 人となっております。</p> <p>次に 28 ページから 36 ページまでは先ほど説明しました農用地利用集積計画総括表の使用貸借権、賃借権、所有権の内容です。</p> <p>記載事項は、利用権の設定を受ける者、設定する者、土地の所在地、権利の種類、始期、終期、10a の賃借、全体の賃借、耕作面積、区分等についての調書です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 8. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>



議題9. 相続税の納税猶予に関する件 37ページ 1件	
議 長	次に、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>資料の37ページをお開きください。</p> <p>対象農地は、市街化区域内の農地であり、この調書は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除するという、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>この制度を利用すると、申請人は3年に1度、農業委員会が発行する証明書を添付して税務署へ届け出るようになっております。</p> <p>今回1件の申請があり、去る10月13日に17番委員、私、事務局職員3名で現地調査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。</p> <p>相続開始は平成22年3月17日、申請人は被相続人の子で、今回が3回目の申請でございます。</p> <p>今回、調査しました特例適用農地は畑であり、トマト、カボチャ、オクラ、大根、ジャガイモ、キャベツ、キュウリ、大葉、チンゲンサイを作付け中、イチジク、プラムを植付け中でありました。</p> <p>従いまして、今回の特例適用農地において、申請人が引き続き農業経営を行っていることを確認できましたので、「引き続き農業経営を行なっている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」、1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>38ページ～39ページ 2件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。38ページです。 照会日：平成28年9月21日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成28年9月30日に鹿児島地方法務局へ報告済。 続きまして、39ページです。 照会日：平成28年9月26日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：平成28年9月30日に鹿児島地方法務局へ報告済。 以上です。
<b>2. 相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会）</b> <b>40ページ～44ページ 2件</b>	
議 長	次に、報告事項2「相続税の納税猶予に関する件について（税務署照会）」 それでは、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	40ページをお開きください。 今回、10月7日に税務署から2件の照会があり、現地で耕作状況を調査し、報告いたしましたので、ご説明申し上げます。 対象農地は、2件とも市街化調整区域内の農地でございますが、平成21年12月14日以前の相続税猶予の制度であるため、市街化区域と同じく20年間の営農を継続した時期が到来したとき、相続税納税猶予額の免除確定を行うため、税務署から利用状況の確認の照会がきたものでございます。 対象相続人2名は兄弟であり、相続開始年月日は平成9年1月10日でございます。10月12日に13委員、私、事務局職員3名の計5名で現地を調査いたしました。 まず、整理簿番号5ですが、地目はすべて田で、水稻収穫済みであり、農地として適正に利用していることが確認されました。 次に43ページをお開きください。整理簿番号6ですが、こちらも地目は全て田で、水稻収穫済みであり、農地として適正に利用していることが確認されました。 よって、別紙の回答書のとおり10月14日に税務署へ報告をいたしました。 以上で、報告を終わります。

<b>3. 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</b> <b>45ページ 1件</b>	
議 長	<p>続きまして、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、本庁、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。 この調書は、市街化調整区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が10月3日に提出されました。 申請地が農地であったことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。 表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は畑2,629㎡、転用目的は共同住宅です。 次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内の農地であり、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものです。 次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域、整備計画との関係」ですが、農業振興地域外で農用地区域外です。 「その他の土地利用計画との関係」ですが、「申請に係る土地3筆は、いずれも市街化区域内に所在する農地であるため、農地法第5条第1項第6号に基づく転用届が必要である。」と回答しているところです。 以上のとおり、土地利用調整課へ10月11日に回答したところでございます。 以上で報告を終わります。</p>
<b>4. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>46ページ～47ページ 8件</b>	
議 長	<p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>46ページをお開きください。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は8件です。 登記地目別では、田7筆、3,845.00㎡。畑25筆、17,999.00㎡。合計32筆、21,844.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が8件。権利の種別は、所有権が9件。農業委員会によるあっせん等は、無が8件となっております。 47ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>

<b>5. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>48ページ～55ページ 23件</b>	
<b>事 務 局</b>	<p>42ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係は、一般住宅、共同住宅が各2件、合計4件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が12件、共同住宅、資材置場、その他が各2件、駐車場が1件、合計19件となっております。</p> <p>49ページから50ページは、4条関係4件、51ページから55ページは、5条関係19件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<b>6. 農地パトロールの結果について</b> <b>56ページ～59ページ</b>	
<b>事 務 局</b>	<p>農地パトロールの結果について報告します。56ページをお開きください。</p> <p>実施期間ですが、平成28年8月25日から9月2日に実施しました。各地区での調査日は、資料をお目通しください。</p> <p>調査区域についてですが、本庁と東桜島、伊敷、吉野、吉田、喜入、松元、郡山で2班ずつ、谷山4班、桜島1班、以上9地区19班でございます。調査委員につきましては、資料をお目通しください。</p> <p>調査結果については、全ての地区におきまして、無断転用はございませんでした。</p> <p>また、農地利用変更届出現地調査は、谷山地区で15件、吉田地区で2件、松元地区で1件、郡山地区で2件ございました。</p> <p>調査結果につきましては、57ページをお開きください。</p> <p>谷山地区におきましては、届出事項完了が番号2番、3番、5番から10番、13番、15番の10件で、それぞれ野菜作付中、野菜作付予定などございました。未完了が1番、4番、11番、12番、14番の計5件ございました。</p> <p>また、吉田地区、郡山地区におきましては、それぞれ届出事項が完了しており、飼料作付予定、水稻・野菜作付中ございました。松元地区におきましては、届出事項が未完了でございました。</p> <p>以上で8月の農地パトロールの結果報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しましたが、ここで県外視察研修について、事務局の方からお願いします。</p> <p>(県外視察研修参加者再募集について)</p> <p>本日の総会終了後、県外視察研修に参加される方は、説明等がございますので、このままこの会場にお残り下さい。</p> <p>また、県外視察研修説明終了後は、農業委員会だより第3回編集会議を行いますので、編集委員の方も、このままこの会場にお残り下さい。</p> <p>私からの連絡事項は以上です。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>
事 務 局	<p>・平成28年度第9回総会（月例）開催日時は、 11月28日（月）午前10時00分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p>
7 番 委 員	<p>先月か先々月お願いしたと思いますが、法務局照会に対して、委員を3名ということを変更できないかというお願いをしていましたよね。それは支局からは、推進委員を入れていいと回答をいただきました。しかし、この場で事務局は、皆さんに正式な報告とすべきではないかと思いますが、いかがですか。</p>
事 務 局	<p>申し訳ございません。</p> <p>今、7番委員からご指摘がありました通り、10月1日からの法務局照会等につきましては、これまで農業委員3名ということで行っていたところを、推進委員を交えて合計3名で行うということを経済委員への説明会があった際にお話をしまして、了解を得られましたので、10月1日以降、もう過ぎておりますが、法務局照会等につきましては、農業委員、推進委員の計3名で行うことになりましたので、調査につきましてはよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時00分）</p>